

第 29 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事要旨

1 日 時

令和元年 12 月 9 日（月） 午後 1 時 00 分開会 午後 2 時 00 分閉会

2 場 所

本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出席者

（委 員）加藤会長、竹下委員、上田委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、山橋委員、牛山委員、金子委員、高丸委員、田中委員、今井委員、古家委員、今里委員

（以上 15 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、得能本場長、更家東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議事要旨

（1）「大阪市中心卸売市場業務条例改正について」に関する説明を事務局より行った。

・業務条例等の改正は、「市場の活性化」と「市民の利益」を柱に行う。

・「市場の活性化」を図る観点でのポイントは 3 つ。

①卸売業者・仲卸業者・本市の役割を規定し、事業者の機能分担による市場本来の機能を明らかにする。

②基本的取引規制は緩和し、第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止は条例で規定しない。

③卸売業者・仲卸業者・本市の三者による協議の場を設置する。

・「市民の利益」に資する観点でのポイントは 3 つ。

①市長による卸売業者の許可及び仲卸業者・売買参加者の認定を規定し、売買取引秩序を維持し、市場機能を発揮する。

②取引の実績報告を義務づけ、取引の実態を把握し、適切な指導監督につなげる。

③品質・衛生管理に係る措置を規定する。

・具体的な条例の内容については、条例の目的、開設者の責務を明記し、市場関係事業者、卸売市場の業務の方法、取引参加者の遵守事項、その他の改正事項について規定する。

・来年 2 月の市会に条例改正案を上程し、3 月下旬に議決で可決されれば、来年 6 月

21 日の改正卸売市場法の施行と同時に改正業務条例も施行する予定である。

- ・具体的な業務手続や運用については、規則や要綱等で定めていく。

(2) 運営協議会委員から質問・意見は次のとおり。

- ・条例で第三者販売の原則禁止を規定することが取引秩序を維持し、市場の活性化につながると考えているが、今後、東部市場青果部としてのルール作りができるのであれば、条例改正案に異を唱えることはしない。
- ・条例に事業者の役割分担を明記したことは大変評価したい。

6 配布資料

○大阪市中心卸売市場業務条例改正について

(資料 1) ……大阪市中心卸売市場業務条例改正のこれまでの経過について

(資料 2) ……条例改正の理由及び趣旨

(資料 3) ……大阪市中心卸売市場業務条例の改正概要

(資料 4) ……今後のスケジュールについて

(参 考) ……条例等項目新旧比較 (概要)